

副本

許 可 通 知 書

申請書及び添付図書に記載の行為は土地区画整理法第76条第1項の規定により下記条件を附して許可する。

許可番号 指令川西区 第 \_\_\_\_\_ 号  
 許可年月日 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 申請者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 様

川口市長 奥ノ木 信夫 ㊟

- 許可条件
1. 建築着手に当たっては、事前に区画整理事業施行者と充分打ち合わせること。
  2. 区画整理施行上支障がある場合は、区画整理事業施行者の指示に従い移転すること。
  3. 敷地の出入口は敷地内で取付けること。
- その他
1. 材料、盛土、掘削土等の運搬により道路を損傷した場合は、申請者の負担において補修すること。
  2. 本工事に起因して既設の公共物に損傷を与えた場合は、申請者の負担で原型復旧すること。
  3. 門、塀等を施工する場合又は、公共用地を占有する場合は、必ず申し出ること。
- 教示
1. この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川口市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
  2. この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川口市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において川口市を代表する者は、川口市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

代理人住所氏名		級建築士登録 第 _____ 号 TEL _____			
土地区画整理事業の名称		川口都市計画事業芝東第 _____ 土地区画整理事業			
申請行為の場所	底地	川口市大字 _____ 字 _____ 番地	地積	_____ m <sup>2</sup> の内	
	仮換地 (又は保留地予定地)	_____ 街区 _____ 画地		_____ m <sup>2</sup>	
申請行為の種類		1 土地の形質の変更 2 物件の設置、たい積 3 建築物その他の工作物の 新築・改築・増築			
申請行為の概要及び地域地区		(用途地域) _____ (建築面積) _____ m <sup>2</sup> (排水処理) (用途) _____ (延べ面積) _____ m <sup>2</sup> 本下水 (構造) _____ 造 _____ 階 (最高高さ) _____ m 浄化槽			
土地所有者住所氏名及び土地使用承認 (印)		_____ ㊟ (※申請者と異なる場合のみ押印)			
土地借地権者住所氏名		_____			
工事着手 工事完了	予定年月日	工事着手 予定日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	工事完了 予定日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

## 注 意 事 項

- (1) 許可番号及び許可年月日以外は、全て記入してください。
- (2) 「申請行為の場所」は、仮換地指定前の土地ならば「底地」の欄に敷地の町名地番を、仮換地指定後の土地ならば「底地」の欄に指定箇所の底地、及び「仮換地」の欄に指定箇所の街区及び画地番号を記入してください。
- (3) 「申請行為の種類」は、該当するものに○印を付けてください。
- (4) 「申請行為の概要及び地域地区」は、物件の設置、たい積については、種類・量等を明記し、建築物その他の工作物の築造については、高さ・建築面積・延べ面積及び構造等を明記してください。なお、用途地区については、申請行為の場所に該当する都市計画法第8条第1項に規定する項目を明記してください。
- (5) 申請者が、土地区画整理法第85条に規定する権利の申告のない土地所有権者以外の場合は、土地所有権者の同意のうえ、「土地所有権者住所氏名及び土地使用承認(印)」の欄に記名・押印を受けてください。(係争の場合等で記名・押印を受けることができない場合は、その旨別記して提出してください。)
- (6) 申請書には、付近見取図(都市計画図等)、配置平面図(縮尺、方位及び敷地境界が明示されたもの)を添付してください。ただし、建築物その他工作物については、さらに構造詳細図を添付し、土地の形質の変更及び物件の設置・たい積については、縦横断面図を添付してください。
- (7) その他、上記以外の図面等については、施行者と協議のうえ作成・添付してください。
- (8) この申請書は、正本(1通)、副本(1通)を土地区画整理事業施行者(各事業地区の担当事務所)へ提出してください。
- (9) 建築基準法に基づく確認が必要な申請行為の場合は、許可通知書を添付し、確認後、建築行為等を行なってください。
- (10) 添付書類等に不足がある場合は、受付ができませんのでご注意ください。  
また、許可にかかる期間については、受付から概ね2週間程度かかりますので、余裕をもって申請してください。

(R3.3 川口市 西部土地区画整理事務所)